

インベナジー・ウインド合同会社「(仮称)新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年11月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称)新潟村上市・胎内市沖（日本海）洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、インベナジー・ウインド合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県村上市及び胎内市沖合
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大700,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 2月15日
環境大臣意見受理	令和 4年 4月21日
経済産業大臣意見発出	令和 4年 4月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 5月15日
住民意見の概要等受理	令和 5年 7月24日
新潟県知事意見受理	令和 5年10月18日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年11月 9日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、須之内
電話03-3501-1742（直通）

(案)

別紙

インベナジー・ウインド合同会社「(仮称)新潟村上市・胎内市沖(日本海)洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 設置する風力発電機の配置や工事規模、基礎構造の形式等の事業計画を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による既設の陸上風力発電所が存在することから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、累積的な影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 鳥類の調査に当たっては、種類に応じた飛翔経路、季節や気象に関連した移動経路の変化等を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 設置された風力発電機自体が藻場や魚類の定着する場となり、海鳥の餌資源となる魚類の分布に影響する可能性があるほか、風力発電機の設置に伴う海水の流向、流速及び海底地形の変化による水質や沿岸の地形、生態系への影響が考えられることから、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)